

品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

制定	平成27年12月9日	区長決定要綱第510号
改正	平成28年9月5日	区長決定要綱第235号
改正	平成29年3月1日	区長決定要綱第21号
改正	平成29年8月10日	区長決定要綱第126号
改正	平成30年2月26日	区長決定要綱第13号
改正	平成31年3月18日	部長決定要綱第208号
改正	令和元年9月13日	区長決定要綱第295号
改正	令和3年3月1日	区長決定要綱第18号

(目的)

第1条 この要綱は、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を保育士等キャリアアップ補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象施設・事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設または事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国および地方公共団体以外の者が設置する、品川区の区域内に所在する次に掲げる施設または事業とする。

（1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により品川区長（以下「区長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年3月16日付26福保子保第2960号）の交付対象施設を除く。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

（2）子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により、区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業。ただし、ウの居宅訪問型保育事業またはエの事業所内保育事業のうち従業員枠については、品川区の区域内および区域外（東京都の区域内に限る。）に所在し、品川区の区域内に居住する児童が入所する事業を補助対象施設・事業とする。

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(3) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所および同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所（地方裁量型認定こども園）を除く。

(4) 家庭的保育事業（都制度）

家庭的保育事業等実施要綱（平成22年6月25日付22福保子保第437号）別表の別表2の1（1）、（2）または（6）の規定に基づき実施する家庭的保育事業

(5) 定期利用保育事業および一時預かり事業（緊急一時預かり）

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の2（2）ウおよびエの規定に基づき実施する定期利用保育事業ならびに東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）4（1）、（3）および（4）の規定に基づき緊急一時預かりを実施する一時預かり事業

(6) 病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）

東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）第4の1または2の規定に基づき実施する病児保育事業

(7) 企業主導型保育事業（地域枠）

企業主導型保育事業費補助金実施要綱第2の1の規定に基づき実施する企業主導型保育事業のうち同要綱第3の2（1）に定める地域枠において、次に掲げる要件を満たしている児童を保育する事業

ア 区長から子ども・子育て支援法第20条に定める認定（同法第19条第1項第2号または第3号に掲げるものに限る。）を受けていること。

イ 第1号から第5号までに掲げる補助対象施設・事業に入所していないこと。

2 前項各号に規定する補助対象施設・事業のうち、次の各号のいずれかに該当する施設または事業を設置し、または運営する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

3 区長は、次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部または全部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したものまたは違反した者が設置するもの
- (2) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長および地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものもしくは改善の見込みがないものまたは改善しない者もしくは改善の見込みがない者が設置するもの

(補助対象児童)

第3条 この補助金の交付の対象となる児童は、前条第1項各号に規定する補助対象施設・事業に入所する児童とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象施設・事業にあっては、当該各号に定める要件に該当する児童とする。

- (1) 前条第1項第2号ウの居宅訪問型保育事業および同号エの事業所内保育事業のうち従業員枠 品川区の区域内に居住していること。
- (2) 前条第1項第7号の企業主導型保育事業（地域枠） 同号アおよびイに掲げる要件を満たし、かつ、地域枠に在籍していることを区が確認できること。

2 この補助金の算定基礎となる児童1人当たりの月額単価は、別表第2に定める。

(要件等)

第4条 補助対象施設・事業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) キャリアパス要件

別表第3に定めるキャリアパス要件を満たしていること。

(2) 福祉サービス第三者評価の受審

補助対象施設・事業のうち、第2条第1項第1号アおよびイならびに第3号に該当する施設、同項第5号に該当する事業（東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱第3の2（2）エの規定に基づき実施する定期利用保育事業に限る。）ならびに同項第7号に該当する事業は、福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価（指針）」の改正について（通知）（平成24年9月7日付24福保指指第638号）に規定するものをいう。以下同じ。）を受審し、その結果を公表すること。

(3) 財務情報等の公表

「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」（平成27年9月24日付27福保子保第691号。以下「財務情報等公表要領」という。）2の定めるところにより、事業実施年度の施設運営に係る財務情報等（以下「財務情報等」という。）を作成し、区長に提出するとともに、利用者および当該施設のすべての職員に対し、分かりやすい方法により公表すること。

なお、公表しない場合の取扱いについては、財務情報等公表要領2（5）の定めるところによる。

(4) 子育て支援員研修の受講

補助対象施設・事業のうち、第2条第1項第3号に該当する施設は、補助対象年度に、東京都子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月29日付27福保子計第249号）で定める5（2）アおよびイ（イ）のうち「地域保育コース」の「地域型保育」に係る受講の計画を策定し修了させた職員（以下「子育て支援員研修修了者」という。）を少なくとも1人以上配置すること。ただし、東京都認証保育所事業実施要綱7（1）ウにより算出した総所要保育従事職員がすべて常勤有資格者である場合または総所要保育従事職員のうち常勤有資格者以外の職員がすべて子育て支援員研修修了者である場合は、この限りでない。

(5) 情報公開等の取組に係る要件

ア モデル賃金等のホームページによる公表

「保育士等キャリアアップ補助金等に係るモデル賃金等公表要領」（平成29年3月3

1日付28福保子保第5048号)の定めるところにより、補助対象施設・事業における保育従事職員のモデル賃金(一定の条件下において標準的に昇格・昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。)その他の情報を作成し、区長に提出するとともに、ホームページへの掲載等の方法により広く一般に公表すること。

イ 財務情報等のホームページによる公表

財務情報等公表要領3の定めるところにより、財務情報等について、ホームページへの掲載等の方法により広く一般に公表すること。

ウ 非常勤職員の賃金改善

この補助金の額を補助対象施設・事業に勤務する非常勤職員(保育従事職員を必ず含むものとし、その他の職員を含むことを妨げない。)の賃金改善に要する経費に充て、第11条第6号の規定により、区長に報告すること。ただし、保育従事職員である非常勤職員がいない補助対象施設・事業にあっては、この要件に適合しているものとみなす。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象施設・事業に勤務する職員(非常勤職員および法人の役員等を兼務している職員を含む。)の人工費のうち、別表第4に定める賃金改善に要した費用とする。

(補助金の算定方法)

第6条 この補助金の額は、別表第1第2欄に定める基準額と、補助対象経費とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 第4条第1号、第2号、第4号または第5号に掲げる要件を満たさない場合の補助金の算定方法は、別表第1第2欄に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに品川区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の交付申請をしなければならない。

2 申請者は、この補助金の交付内容を変更しようとするときは、別に定める期日までに品川区保育士等キャリアアップ補助金変更交付申請書(第2号様式)に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の変更の交付申請をしなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 区長は、前条第1項および第2項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付決定(補助金の交付内容の変更決定を含む。以下同じ。)を行い、品川区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、区長に対し、品川区保育士

等キャリアアップ補助金請求書（第4号様式）により、補助金の支払を請求するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の請求は、交付決定額の2分の1の額については別に定める期日までに、残額については補助事業が完了した時から各年度の3月末日までに、それを行わなければならない。

（補助金の交付）

第10条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適當と認めたときは、当該請求に係る補助金を当該請求を行った申請者に前金で支払うものとする。

（交付の条件）

第11条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

（1）事情変更による決定の取消し等

区長は、交付決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（2）承認事項

申請者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならぬ。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

（3）事故報告等

申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（4）状況報告

申請者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

（5）遂行命令および遂行の一時停止命令

ア 区長は、申請者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 申請者がアの命令に違反したときは、区長は、申請者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（6）実績報告書の提出

申請者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに区長に品川区保育士等キャリアアップ補助金事業実績報告書（第5号様式）を提出しなければならない。第2号イの規定により廃止の承認を受けたときも、同様とする。

（7）補助金の額の確定等

区長は、前号の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区保育士等キャリアアップ補助金確定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

(8) 是正のための措置

区長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(9) 決定の取消し

ア 区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部または一部を取り消し、品川区保育士等キャリアアップ補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知する。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 補助金の交付決定を受けた者が第2条第2項に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、第7号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(10) 補助金の返還

ア 区長は、第1号または前号の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ 区長は、第7号の規定により申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(11) 違約加算金および延滞金

ア 申請者は、第9号アの規定によりこの交付決定の全部または一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 申請者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(12) 違約加算金の計算

ア 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前号アの規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

イ 前号アの規定により、申請者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(13) 延滞金の計算

第11号イの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(14) 他の補助金等の一時停止等

区長は、申請者に対し、補助金の返還を命じ、申請者が当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(15) 補助対象施設・事業の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける申請者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、これらを遵守しなければならない。

(16) 帳簿および関係書類の整理保管

この補助金の交付を受ける者は、補助事業に係る収入および支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(準用)

第12条 この補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 別表第1第2欄の（4）「子育て支援員研修の受講要件」については、平成27年度および平成28年度に補助を受ける施設は、要件に該当しているものとしてみなす。平成29年度に補助を受ける施設は、第4条第4号中「補助対象年度」とあるのは、「補助対象年度までにまたは補助対象年度」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から適用する。
- 2 改正後の品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱別表第1および別表第2の規定は、平成29年1月以後の月分に係る補助金について適用し、同月前の月分に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。ただし、企業主導型保育事業（地域枠）に係る改正規定は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係） 補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額
1 認可保育所	<p>次の（1）に、（2）から（4）までを乗じた額</p> <p>（1）基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>（2）キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>（3）福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度および直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5</p> <p>（4）情報公開等の取組に係る要件 ① 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0 ② 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5</p>
2. 認証保育所	<p>次の（1）に、（2）から（5）までを乗じた額</p> <p>（1）基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>（2）キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>（3）福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度および直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5</p> <p>（4）子育て支援員研修の受講要件 ① 第4条第4号の要件に適合する場合は、1. 0 ② 第4条第4号の要件に適合しない場合は、0. 5</p> <p>（5）情報公開等の取組に係る要件 ① 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合す</p>

	<p>る場合は、1. 0</p> <p>② 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5</p>
3. 認定こども園	<p>次の（1）に、（2）から（4）までを乗じた額</p> <p>（1）基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（2号、3号認定のみ）を乗じて得た額の合計額</p> <p>（2）キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>（3）福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度および直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5</p> <p>（4）情報公開等の取組に係る要件 ① 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0 ② 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5</p>
4. (1) 家庭的保育事業 (2) 家庭的保育事業 (都制度)	<p>次の（1）に、（2）および（3）を乗じた額</p> <p>（1）基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>（2）キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>（3）情報公開等の取組に係る要件 ① 第4条第5号イおよびウに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0 ② 第4条第5号イおよびウに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5</p>

5. (1) 小規模保育事業 (2) 居宅訪問型保育事業 (3) 定期利用保育事業および 一時預かり事業（緊急一 時預かり）	<p>次の（1）に、（2）および（4）を乗じた額 ただし、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱第3の2 (2) エの規定に基づき実施する定期利用保育事業については、次の (1) に、(2) から (4) までを乗じた額</p> <p>(1) 基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じ た各月初日の在籍児童数（一時預かり事業（緊急一時預かり）に については、定員数）を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度および直前の過去2か年度） に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実 施している場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5</p> <p>(4) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合す る場合は、1. 0 ② 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合し ない場合は、0. 5</p>
6. 事業所内保育事業	<p>次の（1）に、（2）および（3）を乗じた額</p> <p>(1) 基本額 ① 従業員枠の児童 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応 じた各月初日の在籍児童数（ただし、区内に居住する者のみ） を乗じて得た額の合計額に、100分の84を乗じて得た額 ② 従業員枠以外（地域枠）の児童 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応 じた各月初日の在籍児童数（ただし、区内に居住する者のみ） を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合す る場合は、1. 0 ② 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合し ない場合は、0. 5</p>

7. 病児保育事業	<p>次の（1）に、（2）および（3）を乗じた額</p> <p>（1）基本額 別表第2に定める定員別単価に、定員数を乗じて得た額</p> <p>（2）キャリアパス要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 別表第3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0 <p>（3）情報公開等の取組に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0 ② 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5
8. 企業主導型保育事業（地域枠）	<p>次の（1）に、（2）から（4）までを乗じた額</p> <p>（1）基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（地域枠）を乗じて得た額の合計額</p> <p>（2）キャリアパス要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 別表第3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0 <p>（3）福祉サービス第三者評価の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3年（補助対象期間が属する年度および直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5 <p>（4）情報公開等の取組に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0 ② 第4条第5号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5

※1 この表の第2欄の「福祉サービス第三者評価の要件」が適用される施設のうち、新たにこの補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、（3）①に該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌年度までは未実施であっても（3）①に該当するものとし、初回の実施後は（3）①および②のとおりとする。

ただし、年度の途中（4月2日以降）に開設し、当該年度から補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度の翌年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、（3）①に該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌々年度までは未実施であっても（3）①に該当するものとし、初回の実施後は（3）①および②のとおりとする。

※2 年度の途中に開設した施設・事業については、開設した日以降の期間により算定し、年度の途中に廃止した施設・事業については廃止した日までの期間により算定する。

※3 この表のうち、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業ならびに定期利用保育事業および一時預かり事業（緊急一時預かり）の定員は、利用定員とする。認証保育所の定員は、東京都認証保育所事業実施要綱2（3）に定める定員とする。企業主導型保育事業（地域枠）の定員は、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2（1）に定める利用定員の合計とする。

なお、定期利用保育事業における「各月初日の在園児童数」は、毎月初日時点の登録児童数が1日当たりの定員を超える場合は1日当たりの定員とし、1日当たりの定員と同数または下回る場合は各月初日の登録児童数とする。また、一時預かり事業（緊急一時預かり）については緊急一時預かりに係る利用定員とし、緊急一時預かりに係る利用定員を定めていない場合は緊急一時預かりに係る毎月初日時点の登録児童数と一時預かり事業の利用定員との少ない方の人数を定員とする。

※4 認定こども園の定員は、2号認定および3号認定の定員の合計とする。

※5 別表第2に定める年齢区分は、「年度の初日の前日における満年齢」により区分する。

なお、子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特例施設型給付費の支給対象児童および同法第30条第1項第1号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、支給認定後の認定区分に応じて区分し、同項第3号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、別表第2の4（1）、5（1）、（2）および（3）ならびに6において、「特例給付対象児」として区分する。

別表第2（第3条関係） 保育士等キャリアアップ補助金 単価表（児童1人当たり月額）

1 認可保育所

定員区分	認定区分	年齢区分	単価(円)
20人	2号	4歳以上児	12,880
		3歳児	13,860
		1、2歳児	21,280
		乳児	31,920
21人から30人まで	2号	4歳以上児	9,380
		3歳児	10,360
		1、2歳児	17,780
		乳児	28,420
31人から40人まで	2号	4歳以上児	7,700
		3歳児	8,680
		1、2歳児	16,100
		乳児	26,740
41人から50人まで	2号	4歳以上児	7,420
		3歳児	8,400
		1、2歳児	15,820
		乳児	26,460
51人から60人まで	2号	4歳以上児	6,440
		3歳児	7,420
		1、2歳児	14,840
		乳児	25,480
61人から70人まで	2号	4歳以上児	5,880
		3歳児	6,860
		1、2歳児	14,280
		乳児	24,920
71人から80人まで	2号	4歳以上児	5,460
		3歳児	6,440
		1、2歳児	13,860
		乳児	24,500
81人から90人まで	2号	4歳以上児	5,040
		3歳児	6,020
		1、2歳児	13,440
		乳児	24,080
91人から100人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
		1、2歳児	12,600
		乳児	23,240
101人から110人まで	2号	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
		1、2歳児	12,460
		乳児	23,100
111人から120人まで	2号	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
		1、2歳児	12,320
		乳児	22,960
121人から130人まで	2号	4歳以上児	3,780
		3歳児	4,760
		1、2歳児	12,180
		乳児	22,820
131人から140人まで	2号	4歳以上児	3,640
		3歳児	4,620
		1、2歳児	12,040
		乳児	22,680
141人から150人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
		1、2歳児	11,900
		乳児	22,540
151人から160人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
		1、2歳児	11,900
		乳児	22,540
161人から170人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
		1、2歳児	11,900
		乳児	22,540
171人以上	2号	4歳以上児	3,360
		3歳児	4,340
		1、2歳児	11,760
		乳児	22,400

2 認証保育所

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人まで	4歳以上児	12,880
	3歳児	13,860
	1、2歳児	21,280
	乳児	31,920
21人から30人まで	4歳以上児	9,380
	3歳児	10,360
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から40人まで	4歳以上児	7,700
	3歳児	8,680
	1、2歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から50人まで	4歳以上児	7,420
	3歳児	8,400
	1、2歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から60人まで	4歳以上児	6,440
	3歳児	7,420
	1、2歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から70人まで	4歳以上児	5,880
	3歳児	6,860
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920
71人から80人まで	4歳以上児	5,460
	3歳児	6,440
	1、2歳児	13,860
	乳児	24,500
81人から90人まで	4歳以上児	5,040
	3歳児	6,020
	1、2歳児	13,440
	乳児	24,080
91人から100人まで	4歳以上児	4,200
	3歳児	5,180
	1、2歳児	12,600
	乳児	23,240
101人から110人まで	4歳以上児	4,060
	3歳児	5,040
	1、2歳児	12,460
	乳児	23,100
111人から120人まで	4歳以上児	3,920
	3歳児	4,900
	1、2歳児	12,320
	乳児	22,960
121人から130人まで	4歳以上児	3,780
	3歳児	4,760
	1、2歳児	12,180
	乳児	22,820
131人から140人まで	4歳以上児	3,640
	3歳児	4,620
	1、2歳児	12,040
	乳児	22,680
141人から150人まで	4歳以上児	3,500
	3歳児	4,480
	1、2歳児	11,900
	乳児	22,540
151人から160人まで	4歳以上児	3,500
	3歳児	4,480
	1、2歳児	11,900
	乳児	22,540
161人から170人まで	4歳以上児	3,500
	3歳児	4,480
	1、2歳児	11,900
	乳児	22,540
171人以上	4歳以上児	3,360
	3歳児	4,340
	1、2歳児	11,760
	乳児	22,400

3 認定こども園

定員区分	認定区分	年齢区分	単価(円)
10人まで	2号	4歳以上児	32,760
		3歳児	33,740
		1、2歳児	41,160
		乳児	51,800
11人から20人まで	2号	4歳以上児	17,500
		3歳児	18,480
		1、2歳児	25,900
		乳児	36,540
21人から30人まで	2号	4歳以上児	12,460
		3歳児	13,440
		1、2歳児	20,860
		乳児	31,500
31人から40人まで	2号	4歳以上児	9,940
		3歳児	10,920
		1、2歳児	18,340
		乳児	28,980
41人から50人まで	2号	4歳以上児	9,240
		3歳児	10,220
		1、2歳児	17,640
		乳児	28,280
51人から60人まで	2号	4歳以上児	8,120
		3歳児	9,100
		1、2歳児	16,520
		乳児	27,160
61人から70人まで	2号	4歳以上児	7,140
		3歳児	8,120
		1、2歳児	15,540
		乳児	26,180
71人から80人まで	2号	4歳以上児	6,580
		3歳児	7,560
		1、2歳児	14,980
		乳児	25,620
81人から90人まで	2号	4歳以上児	6,020
		3歳児	7,000
		1、2歳児	14,420
		乳児	25,060
91人から100人まで	2号	4歳以上児	5,180
		3歳児	6,160
		1、2歳児	13,580
		乳児	24,220
101人から110人まで	2号	4歳以上児	4,900
		3歳児	5,880
		1、2歳児	13,300
		乳児	23,940
111人から120人まで	2号	4歳以上児	4,620
		3歳児	5,600
		1、2歳児	13,020
		乳児	23,660
121人から130人まで	2号	4歳以上児	4,480
		3歳児	5,460
		1、2歳児	12,880
		乳児	23,520
131人から140人まで	2号	4歳以上児	4,340
		3歳児	5,320
		1、2歳児	12,740
		乳児	23,380
141人から150人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
		1、2歳児	12,600
		乳児	23,240
151人から160人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
		1、2歳児	12,600
		乳児	23,240
161人から170人まで	2号	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
		1、2歳児	12,460
		乳児	23,100
171人以上	2号	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
		1、2歳児	12,320
		乳児	22,960

4 (1) 家庭的保育事業

年齢区分	単価(円)
特例給付対象児	22,680
乳児、1、2歳児	22,680

4 (2) 家庭的保育事業（都制度）

年齢区分	単価(円)
乳児、1、2歳児	22,680

5 (1) 小規模保育事業（A型）

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

5 (1) 小規模保育事業（B型）

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から 19人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

5 (1) 小規模保育事業（C型）

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 10人まで	特例給付対象児	20,580
	乳児、1、2歳児	20,580
11人から 15人まで	特例給付対象児	19,180
	乳児、1、2歳児	19,180

5 (2) 居宅訪問型保育事業

年齢区分	単価(円)
特例給付対象児	67,340
乳児、1、3歳児	67,340

5 (3) 定期利用保育事業および一時預かり事業（緊急一時預かり）

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人まで	4歳以上児	9,380
	3歳児	10,360
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
21人から 30人まで	4歳以上児	7,000
	3歳児	7,980
	1、2歳児	15,400
	乳児	26,040
31人から 40人まで	4歳以上児	5,880
	3歳児	6,860
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920
41人から 50人まで	4歳以上児	6,020
	3歳児	7,000
	1、2歳児	14,420
	乳児	25,060

6 事業所内保育事業 (小規模保育事業A型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	38,220
	1、2歳児	38,220
	乳児	48,720
6人から 12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

6 事業所内保育事業 (小規模保育事業B型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	32,900
	1、2歳児	32,900
	乳児	41,160
6人から 12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から 19人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

6 事業所内保育事業 (定員20人以上)

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人から 30人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から 40人まで	特例給付対象児	16,100
	1、2歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から 50人まで	特例給付対象児	15,820
	1、2歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から 60人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から	特例給付対象児	14,280
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920

7 病児保育事業 (病児対応型、病後児対応型)

定員区分	単価(円)
2人	42,100
3人	28,100
4人	21,000
5人	24,700
6人	20,600
7人	17,600
8人	20,300
9人	18,100
10人以上	16,300

8 企業主導型保育事業 (地域枠) (定員19人以下)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	1歳以上児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	1歳以上児	17,780
	乳児	28,280

8 企業主導型保育事業 (地域枠) (定員20人以上)

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人から 30人まで	1歳以上児	17,780
	乳児	28,420
31人から 40人まで	1歳以上児	16,100
	乳児	26,740
41人から 50人まで	1歳以上児	15,820
	乳児	26,460
51人から 60人まで	1歳以上児	14,840
	乳児	25,480
61人から	1歳以上児	14,280
	乳児	24,920

別表第3（第4条関係） キャリアパス要件

第1 キャリアパス要件

次の1および2のいずれにも該当することまたは「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和2年7月30日付府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。）に基づく処遇改善等加算Ⅱを受けていること。

1 次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- (1) 施設・事業所職員の職位、職責または職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (2) (1)に掲げる職位、職責または職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。
- (3) (1)および(2)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての施設・事業所職員に周知していること。

2 次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- (1) 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標ならびに次のアおよびイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。）の実施または研修の機会を確保していること。
ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。
イ 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- (2) (1)について、すべての施設・事業所職員に周知していること。

第2 キャリアパス要件届出書の提出

- 1 第2条第1項第1号および第2号に該当する施設・事業
補助対象施設・事業所は、国処遇改善等加算通知に基づき、区長が別に定める時期までに、キャリアパス要件届出書を提出していることまたは処遇改善等加算Ⅱを受けていること。
- 2 第2条第1項第3号から第7号までに該当する施設・事業
保育士等キャリアアップ補助金キャリアパス要件届出書（別表第3第1号様式）を、この補助金の交付申請時に申請書類とあわせて、区長に提出すること。
なお、上記第1の内容を満たし、保育士等キャリアアップ補助金キャリアパス要件届出書を区長に提出していることをもって、要件に該当したものとする。また、設置

者が過年度に保育士等キャリアアップ補助金キャリアパス要件届出書を提出している場合において、その内容に変更がないときは、その提出を省略することができる。

別表第3 第1号様式

年度保育士等キャリアアップ補助金 キャリアパス要件届出書

区市町村名
施設・事業所類型
施設・事業所NO
施設・事業所名

キャリアパスに関する要件について

次の内容について、当てはまるものに○をつけること。
(①および②に該当していれば本要件を満たす。)

①	次のaからcまでのすべての要件を満たす。	
	a 職員の職位、職責または職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。	該当 · 非該当
	b 職位、職責または職務内容等に応じた賃金体系について定めている。	該当 · 非該当
②	c 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。	
②	d 職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	該当 · 非該当
	e dの実現のための具体的な取組の内容	ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。（資質向上のための計画を添付すること。）
		イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日
事 業 者 名
代 表 者 名

(印)

別表第4（第5条関係） 交付対象経費

第1 交付対象経費

1 賃金改善実施期間は、4月から翌年3月までとする。

なお、年度の途中に子ども・子育て支援法による確認を受けた補助対象施設・事業については、子ども・子育て支援法による確認を受けたときから直近の3月までとする。

また、年度の途中に開設した第2条第1項第3号から第7号までの補助対象施設・事業については、開設したときから直近の3月までとする。

2 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員および法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）とする。なお、法人の役員を兼務している職員については、この補助金を役員報酬に充ててはならない。

また、賃金改善を実施する職員の範囲については、各補助対象施設・事業の実情に応じて決定するものとする。

3 この補助金での賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各補助対象施設・事業の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

4 賃金改善の実施に要した費用の総額は、以下に掲げる補助対象施設・事業に応じた職員の賃金水準（退職手当を除く。補助対象年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が補助対象年度と同等の条件の下で、当該特定の年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金の水準をいう。以下同じ。）に対して改善すること。

(1) 第2条第1項第1号および第2号の施設・事業のうち、国待遇改善等加算通知第4の2（1）アに定める加算I新規事由（以下「加算I新規事由」という。以下同じ。）がある施設・事業

国待遇改善等加算通知第4の2（1）キに定める起点賃金水準（この補助金による賃金を除く。）に対して改善すること。

ただし、国待遇改善等加算通知第4の2（2）イに定める賃金改善等実績総額を除く。

(2) 第2条第1項第1号および第2号の施設・事業のうち、加算I新規事由がない施設・事業

賃金改善実施期間の属する年度の前年度（以下「補助前年度」という。）の賃金水準（この補助金による賃金を除く。）に賃金改善実施期間の属する年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額に対して改善すること。

(3) 第2条第1項第3号から第7号までの施設・事業

補助前年度の賃金水準（この補助金による賃金を除く。当該年度に施設・事業所がない場合は、地域または同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準

との均衡が図られないと認められる賃金水準とする。) に対して改善すること。

5 この補助金の交付を受けた補助対象施設・事業は、この補助金の賃金改善に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、この補助金の使途がわかる形で適切に管理すること。

また、当該帳簿および証拠書類は、実績報告後5年間保管しておかなければならぬ。

6 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させではない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合については、この限りでない。

7 賃金増加分に対する実際の支払の時期については、月ごとの支払のほか一括して支払うことも可能とし、各補助対象施設・事業の実情に応じた方法によるものとする。

8 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日付内閣府告示第49号）第1条第18号に規定する処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分および同条第35号の4に規定する処遇改善等加算Ⅱにより賃金改善を行った経費は、この補助金の交付対象経費に含めることはできない。

第2 賃金改善実績報告書の提出

品川区の区域内に所在する補助対象施設・事業については、年度終了後速やかに、「保育士等キャリアアップ補助金賃金改善実績報告書」(第2条第1項第1号および第2号に掲げる補助対象施設・事業にあっては別表第4第1号様式、同項第3号から第7号までに掲げる補助対象施設・事業にあっては別表第4第2号様式)を区長に提出すること。

ただし、品川区の児童を受け入れている、品川区の区域外(東京都の区域内に限る。)に所在する事業所内保育事業または複数の区市町村において事業を実施する居宅訪問型保育事業の事業者は、品川区および各区市町村から交付された保育士等キャリアアップ補助金を合算して「保育士等キャリアアップ補助金賃金改善実績報告書」(別表第4第1号様式)および「別添内訳書 事業所内保育事業に係る賃金改善に要した費用算定内訳」または「別添内訳書 居宅訪問型保育事業に係る賃金改善に要した費用 算定内訳」を作成し、各区市町村と同一のものを区長に提出すること。

年度 保育士等キャリアアップ補助金 賃金改善実績報告書

区市町村名	
施設・事業所類型	
施設・事業所NO	
施設・事業所名	

(1) 賃金改善実績

① 補助基準額	円
② 賃金改善実施期間	年月～年月
③ 賃金改善に要した費用の総額（※） (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て) (施設型給付費等に係る処遇改善等加算ⅠおよびⅡによる賃金改善額は含まない。)	円
④ (再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額	円
⑤ 補助基準額と賃金改善に要した費用の総額との差額（①-③） (返還額)	円

※事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業のみ、別添内訳書を添付すること。

(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績

ア 常勤職員

① 対象職員（実人員） ((1)(2)の期間における延べ人数(人月))	人
② 賃金改善を実施した職員（実人員） ((1)(2)の期間における延べ人数(人月))	人
③ 対象職員（常勤換算数） ((1)(2)の期間における延べ人数(人月))	人
④ 賃金改善を実施した職員（常勤換算数） ((1)(2)の期間における延べ人数(人月))	人
⑤ 支給した賃金総額 ((1)(2)の期間における総額)	円
⑥ 職員1人当たり賃金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦ 賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額ならびに施設型給付費等に係る処遇改善等加算ⅠおよびⅡによる賃金改善額は含まない。） ((1)(2)の期間における総額)	円
⑧ 賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
賃金改善の具体的な方法	----- ----- ----- -----
⑨ 1人当たり賃金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

イ 非常勤職員

①	対象職員（実人員） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
③	対象職員（常勤換算数） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
⑤	支給した賃金総額 ((1)②の期間における総額)	円
⑥	職員1人当たり賃金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額ならびに施設型給付費等に係る処遇改善等加算ⅠおよびⅡによる賃金改善額は含まない。） ((1)②の期間における総額)	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
	賃金改善の具体的な方法	----- ----- ----- -----
⑨	1人当たり賃金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績

①	対象職員（実人員） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
③	対象職員（常勤換算数） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
⑤	支給した賃金総額 ((1)②の期間における総額)	円
⑥	職員1人当たり賃金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額ならびに施設型給付費等に係る処遇改善等加算ⅠおよびⅡによる賃金改善額は含まない。） ((1)②の期間における総額)	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
	賃金改善の具体的な方法	----- ----- ----- -----
⑨	1人当たり賃金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

上記について相違ないことを証明いたします。

年　月　日
事　業　者　名
代　表　者　名

印

別表第4 第2号様式

年度 保育士等キャリアアップ補助金 賃金改善実績報告書

区市町村名
施設・事業所類型
施設・事業所NO
施設・事業所名

(1) 賃金改善実績

① 補助基準額	円
② 賃金改善実施期間	年月～年月
③ 賃金改善に要した費用の総額（※） (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て)	円
④ (再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額	円
⑤ 補助基準額と賃金改善に要した費用の総額との差額（①-③） (返還額)	円

(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績

ア 常勤職員

① 対象職員（実人員） ((1)(2)の期間における延べ人数(人月))	人
② 賃金改善を実施した職員（実人員） ((1)(2)の期間における延べ人数(人月))	人
③ 対象職員（常勤換算数） ((1)(2)の期間における延べ人数(人月))	人
④ 賃金改善を実施した職員（常勤換算数） ((1)(2)の期間における延べ人数(人月))	人
⑤ 支給した賃金総額 ((1)(2)の期間における総額)	円
⑥ 職員1人当たり賃金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦ 賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） ((1)(2)の期間における総額)	円
⑧ 賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
賃金改善の具体的な方法	----- ----- ----- -----
⑨ 1人当たり賃金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

イ 非常勤職員

①	対象職員（実人員） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
③	対象職員（常勤換算数） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
⑤	支給した賃金総額 ((1)②の期間における総額)	円
⑥	職員1人当たり賃金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） ((1)②の期間における総額)	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
	賃金改善の具体的な方法	----- ----- ----- -----
⑨	1人当たり賃金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績

①	対象職員（実人員） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
③	対象職員（常勤換算数） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） ((1)②の期間における延べ人数(人月))	人
⑤	支給した賃金総額 ((1)②の期間における総額)	円
⑥	職員1人当たり賃金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） ((1)②の期間における総額)	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
	賃金改善の具体的な方法	----- ----- ----- -----
⑨	1人当たり賃金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

上記について相違ないことを証明いたします。

年　月　日
事　業　者　名
代　表　者　名

(印)

別添内訳書 事業所内保育事業に係る賃金改善に要した費用 算定内訳

区分		事業所所在地区市町村分		所在地外 区市町村 1	所在地外 区市町村 2	所在地外 区市町村 3
	区市町村名					
	合計	地域枠分	従業員枠分	従業員枠分	従業員枠分	従業員枠分
区市町村補助額 (A)						
按分比率 (B) 【(A) の占める割合】						
賃金改善に要した費用の 総額 (C)						
各補助対象経費額 (D=C × B)						
返還額 (E=A-D)						

(注1) 区市町村補助額 (A) の合計額を、「別表4 第1号様式」(1)①の欄に記載すること。

(注2) 按分比率 (B) は、端数処理を行わないこと。

(注3) 賃金改善に要した費用の総額 (C) には、「別表4 第1号様式」(1)③の金額を記載すること。

(注4) 各補助対象経費額 (D) に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

(注5) 各補助対象経費額 (D) が区市町村補助額 (A) を下回る場合は、返還額 (E) の合計額と「別表4 第1号様式」(1)④の額が一致しないことがあるが、実際に返還する金額はE欄の金額である。

別添内訳書 居宅訪問型保育事業に係る賃金改善に要した費用 算定内訳

区分	合計	区市町村名				
区市町村補助額（A）						
按分比率（B） 【（A）の占める割合】						
賃金改善に要した費用の 総額（C）						
各補助対象経費額 (D = C × B)						
返還額 (E = A - D)						

(注1) 区市町村補助額（A）の合計額を、「別表4 第1号様式」（1）①の欄に記載すること。

(注2) 按分比率（B）は、端数処理を行わないこと。

(注3) 賃金改善に要した費用の総額（C）には、「別表4 第1号様式」（1）③の金額を記載すること。

(注4) 各補助対象経費額（D）に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

(注5) 各補助対象経費額（D）が区市町村補助額（A）を下回る場合は、返還額（E）の合計額と「別表4 第1号様式」の（1）④の額が一致しないことがあるが、実際に返還する金額はE欄の金額である。

第1号様式（第7条関係）

年　月　日

品川区長　あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者氏名 (印)

年度 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書

標記の件について、 年度品川区保育士等キャリアアップ補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金_____円

2 年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書（別紙1）

3 年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 事業計画書（別紙2）

4 年度保育士等キャリアアップ補助金 キャリアパス要件届出書

5 各月初日の児童名簿（企業主導型保育事業（地域枠）のみ）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

第2号様式（第7条関係）

年　月　日

品川区長　あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者氏名 (印)

年度 品川区保育士等キャリアアップ補助金変更交付申請書

年　月　日付　　第　号にて交付決定を受けた　　年度品川区
保育士等キャリアアップ補助金について、次のとおり補助金の内容の変更をしたいので、
関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額　　金_____円

2 年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書（別紙1）

3 年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 事業計画書（別紙2）

4 年度保育士等キャリアアップ補助金 キャリアパス要件届出書

5 各月初日の児童名簿（企業主導型保育事業（地域枠）のみ）

※ 3, 4に関しては当初申請時より変更があった場合のみ提出願います。

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×C×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 評価要件 (C)	情報公開等の取組要 件 (D)			
				0	0	0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（認定こども園）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×C×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件（C）	情報公開等の取組要 件（D）			
				0	0	0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率				補助基本額 (E=A×B×C×D×Z)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 評価要件 (C)	情報公開等の取組要 件 (D)	子育て支援員研修の 受講要件 (Z)			
					0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1 (家庭的保育事業)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位:円)

基本額 (A)	調整率			補助基本額 (E=A × B × D)	補助対象経費 支出予定額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件 (C)	情報公開等の取組要 件 (D)			
				0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（家庭的保育事業（都制度））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件（C）	情報公開等の取組要 件（D）			
				0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（小規模保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件（C）	情報公開等の取組要 件（D）			
				0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（居宅訪問型保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件（C）	情報公開等の取組要 件（D）			
				0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（定期利用保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×C×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件（C）	情報公開等の取組要 件（D）			
				0	0	0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（事業所内保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件（C）	情報公開等の取組要 件（D）			
				0	0	0

別表1の付表1(事業所内保育事業 小規模保育事業A型)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計 (円)	地域枠 (a = P × Q)	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
		計												
	従業員枠 (b=P' × Q')	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
		計												

(単位:円)

地域枠分 (a)	従業員枠分 <small>(c) = (b) × 0.84</small> 10円未満切り捨て	計 (A = a + c)

別表1の付表2(事業所内保育事業 小規模保育事業A型)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	利用定員数(人)													
各月初 日在籍 児童数 (人) (a)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
	計													
単価 (円) (b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
計算結果 (円) (c=a× b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
合計 (円)														
従業員枠 (c) × (0.84/100)														

補助機基準額 (A)

別表1の付表1(事業所内保育事業 小規模保育事業B型)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計 (円)	地域枠 (a = P × Q)	特例給付対象の 4歳以上児													
		特例給付対象の 3歳児													
		2歳児													
		1歳児													
		乳児													
		計													
	従業員枠 (b = P' × Q')	特例給付対象の 4歳以上児													
		特例給付対象の 3歳児													
		2歳児													
		1歳児													
		乳児													
		計													

(単位:円)

地域枠分 (a)	従業員枠分 <small>(c) = (b) × 0.84</small> 10円未満切り捨て	計 (A = a + c)

別表1の付表2(事業所内保育事業 小規模保育事業B型)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	利用定員数(人)													
各月初 日在籍 児童数 (人) (a)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
	計													
単価 (円) (b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
計算結果 (円) (c=a× b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
合計 (円)														
従業員枠 (c) × (0.84/100)														

補助機基準額 (A)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別表1の付表1(事業所内保育事業 定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計 (円)	地域枠 (a = P × Q)	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
		計												
	従業員枠 (b=P', × Q')	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
		計												

(単位:円)

地域枠分 (a)	従業員枠分 <small>(c) = (b) × 0.84</small> 10円未満切り捨て	計 (A = a + c)

別表1の付表2(事業所内保育事業 定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	利用定員数(人)													
各月初 日在籍 児童数 (人) (a)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
	計													
単価 (円) (b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
計算結果 (円) (c=a× b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
合計 (円)														
従業員枠 (c) × (0.84/100)														

補助機基準額 (A)

別紙1（一時預かり事業（緊急一時預かり））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件（C）	情報公開等の取組要 件（D）			
				0	0	0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1 (病児保育事業)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件（C）	情報公開等の取組要 件（D）			
				0	0	0

別紙1の付表（病児保育事業）

年度保育士等キャリアアップ補助金 施設・事業別 基本額算定内訳

施設・事業所名

別紙1（企業主導型保育事業（地域枠））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×C×D)	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 (G=EとFを比較して 少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者 者評価要件（C）	情報公開等の取組要 件（D）			
				0	0	0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 事業計画書

1	設置主体	
2	経営主体	
3	施設種別	
4	施設名	
	施設・事業所所在地	〒 —
5	定員数(人)	
6	施設の運営方針	

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

品川区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金について、品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定金額 円

(内訳)

第1回	円
第2回	円

印

年 月 日

品川区長 あて

品川区保育士等キャリアアップ補助金 請求書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金について、
上記金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名

印

第5号様式（第11条関係）

年　月　日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名

印

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金事業実績報告書

年　月　日付第　　号により交付決定を受けた　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

1 精算額 金_____円

2 年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書（別紙1）

3 年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 事業実績報告書（別紙2）

4 年度保育士等キャリアアップ補助金 賃金改善実績報告書

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×C×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(単位：円)

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額（J）	返還額（K=I-J）
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（認定こども園）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×C×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(単位：円)

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額（J）	返還額（K=I-J）
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（認証保育所）

年度品川保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率				補助基本額 (E=A×B×C×D×Z)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者評価要件 (C)	情報公開等の取組要件 (D)	子育て支援員研修の受講要件 (Z)			
					0		0

(単位：円)

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額（J）	返還額（K=I-J）
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（家庭的保育事業（都制度））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(単位：円)

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額（J）	返還額（K=I-J）
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（家庭的保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(単位：円)

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額（J）	返還額（K=I-J）
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（小規模保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(単位：円)

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額（J）	返還額（K=I-J）
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（居宅訪問型保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(単位：円)

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額（J）	返還額（K=I-J）
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1 (定期利用保育事業)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位:円)

基本額 (A)	調整率			補助基本額 (E=A×B×C×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者評価要件 (C)	情報公開等の取組要件 (D)			
				0		0

(単位:円)

補助金交付決定済額 (H)	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額 (J)	返還額 (K= I - J)
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1（事業所内保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(単位：円)

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額（J）	返還額（K=I-J）
	0		0

別表1の付表1(事業所内保育事業 小規模保育事業A型)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計 (円)	地域枠 (a = P × Q)	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
		計												
	従業員枠 (b=P' × Q')	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
		計												

(単位:円)

地域枠分 (a)	従業員枠分 <small>(c) = (b) × 0.84</small> 10円未満切り捨て	計 (A = a + c)

別表1の付表2(事業所内保育事業 小規模保育事業A型)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	利用定員数(人)													
各月初 日在籍 児童数 (人) (a)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
	計													
単価 (円) (b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
計算結果 (円) (c=a× b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
合計 (円)														
従業員枠 (c) × (0.84/100)														

補助機基準額 (A)

別表1の付表1(事業所内保育事業 小規模保育事業B型)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計 (円)	地域枠 (a = P × Q)	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
		計												
	従業員枠 (b = P' × Q')	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
		計												

(単位:円)

地域枠分 (a)	従業員枠分 <small>(c) = (b) × 0.84</small> 10円未満切り捨て	計 (A = a + c)

別表1の付表2(事業所内保育事業 小規模保育事業B型)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	利用定員数(人)													
各月初 日在籍 児童数 (人) (a)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
	計													
単価 (円) (b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
計算結果 (円) (c=a× b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
合計 (円)														
従業員枠 (c) × (0.84/100)														

補助機基準額 (A)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別表1の付表1(事業所内保育事業 定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計 (円)	地域枠 (a = P × Q)	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
	計													
合計 (円)	従業員枠 (b=P', × Q')	特例給付対象の 4歳以上児												
		特例給付対象の 3歳児												
		2歳児												
		1歳児												
		乳児												
	計													

(単位:円)

地域枠分 (a)	従業員枠分 <small>(c) = (b) × 0.84</small> 10円未満切り捨て	計 (A = a + c)

別表1の付表2(事業所内保育事業 定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	利用定員数(人)													
各月初 日在籍 児童数 (人) (a)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
	計													
単価 (円) (b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
計算結果 (円) (c=a× b)	特例給付対象の 4歳以上児													
	特例給付対象の 3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
合計 (円)														
従業員枠 (c) × (0.84/100)														

補助機基準額 (A)

別紙1 (一時預かり事業 (緊急一時預かり))

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位:円)

基本額 (A)	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者評価要件 (C)	情報公開等の取組要件 (D)			
				0		0

(単位:円)

補助金交付決定済額 (H)	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額 (J)	返還額 (K= I - J)
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

別紙1 (病児保育事業)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位:円)

基本額 (A)	調整率			補助基本額 (E=A×B×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件 (B)	福祉サービス第三者評価要件 (C)	情報公開等の取組要件 (D)			
				0		0

(単位:円)

補助金交付決定済額 (H)	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額 (J)	返還額 (K= I - J)
	0		0

別紙1の付表 (病児保育事業)

年度保育士等キャリアアップ補助金 施設・事業別 基本額算定内訳

施設・事業所名

別紙1（企業主導型保育事業（地域枠））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

基本額（A）	調整率			補助基本額 (E=A×B×C×D)	補助対象経費実支出額 (F)	補助所要額 (G=EとFを比較して少ない方の額) 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(単位：円)

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 (I=GとHを比較して少ない方の額)	既受入済額（J）	返還額（K=I-J）
	0		0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 基本額算定内訳

施設・事業所名

1 基本額の算定

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金 事業実績報告書

1	設置主体	
2	経営主体	
3	施設種別	
4	施設名	
	施設・事業所所在地	〒 一
5	定員数(人)	
6	補助事業の成果	

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長

印

年度 品川区保育士等キャリアアップ補助金確定通知書

年 月 日付 第 号において交付決定を行った、 年度保育士等キャリアアップ補助金については、事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円
返還すべき補助金の額	円

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

設置者氏名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

品川区保育士等キャリアアップ補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知しました、 年度品
川区保育士等キャリアアップ補助金の交付決定について、下記の理由で取り消しました。
たので通知します。

記

取消し理由